

## アレルギー特定原材料含有検査のご案内

食品表示基準の改正により

**アレルギーの特定原材料に「くるみ」が追加されました。**

「特定原材料」(8 品目)



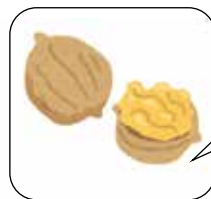
えび



かに



小麦



くるみ



そば



卵



乳



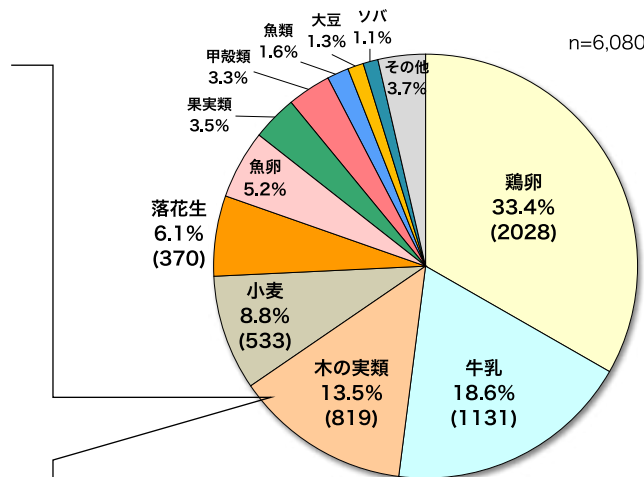
落花生  
(ピーナッツ)

「特定原材料」に新たに追加。  
2025 年 4 月 1 日から  
義務表示となります。

消費者庁より食品表示基準の一部を改正する内閣府令が2023年3月9日に公表。  
令和3年の全国実態調査では木の実類の割合が増加しており、義務表示品目に「くるみ」が追加されました。

### 【食物アレルギーの原因食物と木の実類の内訳】

木の実類の内訳		
種類	n	全体に対する%
くるみ	463	7.6%
カシューナッツ	174	2.9%
マカダミアナッツ	45	0.7%
アーモンド	34	0.6%
ピスタチオ	22	0.4%
ペカン	19	0.3%
ヘーゼルナッツ	17	0.3%
ココナッツ	8	0.1%
カカオ	1	0.0%
クリ	1	0.0%
松の実	1	0.0%
ミックス・分類不明	34	0.6%
合計	819	



(消費者庁：「令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」より抜粋)

弊社では、表示義務品目 8 項目について 通知法に適合する方法で検査を受託しております。

是非、ご利用いただきますようご案内いたします。

### 【アレルギー特定原材料含有検査 (エライザ法)】

検査対象	試験期間	検体必要量
小麦	7 日間	200g 以上
そば	7 日間	200g 以上
卵	7 日間	200g 以上
乳	7 日間	200g 以上
落花生	7 日間	200g 以上
えび・かに	7 日間	200g 以上
くるみ	7 日間	200g 以上

#### エライザ法とは

免疫反応を引き起こす抗原物質 (アレルゲン) がどの程度含まれているかを調べる検査方法です。  
タンパク質の中に含まれる抗原物質を抗原抗体反応により定量します。


## 【食品へのアレルギー物質表示制度】

食品表示基準により、加工食品等にアレルギー症状を引き起こす物質を表示する制度が定められています。

食物アレルギー表示対象品目		
表示	用語	品目
義務	特定原材料（8品目）	えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）
推奨	特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

「特定原材料」…食品表示基準で表示を義務付けるもの 「特定原材料に準ずるもの」…通知で表示を推奨するもの  
 （消費者庁：「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」より抜粋）

## 【アレルギー表示の対象範囲】

容器包装されたアレルゲンを含む加工食品及び添加物（※）	
	<p><b>【注意】</b></p> <p><u>容器包装の表示可能面積が30 cm<sup>2</sup>以下の場合であっても、アレルギー表示は省略できません。</u></p> <p>※：アレルゲンに由来する添加物を使用した場合一部の生鮮食品も対象となります。</p>

（消費者庁：「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」より抜粋）

アレルギー表示の必要性の有無は、最終製品の検査で判断することが大切です。  
 弊社では、適切な表示を行えるように検査を通じて支援いたします。

### 【参考資料】

消費者庁：食物アレルギーに関する情報（令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_220601\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_220601_01.pdf)

消費者庁：「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/assets/food\\_labeling\\_cms204\\_210514\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf)

消費者庁：食物アレルギー表示に関する情報

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_sanitation/allergy/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/)

**検査のご依頼は** 弊社ホームページの【お問い合わせフォーム】又は下記【食品衛生事業部】までお問い合わせください。

■お問合せ先 食品衛生法登録検査機関(厚生労働省発中厚第0401001号)  
**株式会社日本総合科学 食品衛生事業部**  
 TEL 代表(084) 981-0181・食品衛生事業部直通(084) 981-0374  
 FAX 代表(084) 981-0171・食品衛生事業部直通(084) 957-0693  
 URL <http://www.ntsc.co.jp/> e-mail [info@ntsc.co.jp](mailto:info@ntsc.co.jp)



□本社	〒721-0957 広島県福山市箕島町南丘399番地46	TEL:(084)981-0181	FAX:(084)981-0171
DNA 多型検査室	〒720-0832 広島県福山市水呑町456-2 FML Group Office 4F	TEL:(084)956-4448	FAX:(084)956-4449
□東京支所	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町28番地 エクセル神田7階A号室	TEL:(03)3526-2253	FAX:(03)3526-2254
□大阪支所	〒532-0002 大阪府大阪市淀川区東三国4丁目11-4新大阪明成ビル3F	TEL:(06)6151-2572	FAX:(06)6151-2573
□岡山支所	〒700-0965 岡山県岡山市北区西長瀬261-105	TEL:(086)245-8213	FAX:(086)246-4091
□広島支所	〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里1丁目2-7	TEL:(082)263-6561	FAX:(082)262-1278
□山陰支所	〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目5-12	TEL:(0859)37-2061	FAX:(0859)37-2062
□島根支所	〒699-0111 島根県松江市東出雲町意宇南6丁目4-7 ラムゾン プロスペリテII 101	TEL:(0852)67-1666	FAX:(0852)67-1667